

鳥取県告示第 367 号

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 7 第 1 項の規定に基づき、調査員養成研修を行う者を指定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	業務を行う事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人鳥取 社会福祉評価機構	鳥取市湖山町北二丁目116-3	鳥取市湖山町北二丁目116- 3	平成19年4月4日